

証券コード 6841

2022年6月22日

株 主 各 位

東京都武蔵野市中町二丁目9番32号

横 河 電 機 株 式 会 社

代表取締役社長 奈 良 寿

第146回定時株主総会決議のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第146回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでお知らせ申し上げます。

敬 具

記

報告事項 1. 第146期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記事業報告、連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。

2. 第146期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）計算書類の内容報告の件

本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき17円(中間配当金を含め1株につき年34円)と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、次のとおり変更いたしました。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変 更 前	変 更 後
第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設)	(削除)
(新設)	第16条 (電子提供措置等) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 (附則) 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役9名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役として、西島剛志、奈良 寿、穴吹淳一、戴 煜、関 誠夫、菅田史朗、内田 章及び浦野邦子の8氏が再任され、平野拓也氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役として、大澤 真氏が再任され、就任いたしました。

以 上

なお、各議案についての議決権行使結果は、臨時報告書（金融庁EDINET）及び当社ウェブサイト（<https://www.yokogawa.co.jp/>）に掲載いたします。（2022年6月23日掲載予定）

本総会終了後開催の取締役会及び監査役会の決議により、2022年6月22日現在における取締役及び監査役の体制は次のとおりとなりました。

取締役会長	西島剛志	常勤監査役	前村幸司
代表取締役社長	奈良寿	常勤監査役	渡辺肇
取締役	穴吹淳一	監査役	高山靖子
取締役	戴煜	監査役	大澤真
取締役	関誠夫	監査役	小野傑
取締役	菅田史朗		
取締役	内田章		
取締役	浦野邦子		
取締役	平野拓也		

- (注) 1. 取締役 関 誠夫、菅田史朗、内田 章、浦野邦子及び平野拓也の5氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 高山靖子、大澤 真及び小野 傑の3氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 関 誠夫、菅田史朗、内田 章、浦野邦子及び平野拓也の5氏並びに監査役 高山靖子、大澤 真及び小野 傑の3氏は、東京証券取引所の規程に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たす独立役員であります。

第146期期末配当金のお支払いについて

第146期期末配当金は、次のいずれかの方法によりお支払い申し上げます。
同封の書類をご確認ください。

領収証でお受け取りの方 : 「配当金計算書」 「配当金領収証」
銀行口座振込をご指定の方 : 「配当金計算書」 「お振込先について」
株式数比例配分方式をご指定の方 : 「配当金計算書」 「配当金のお受け取り方法について」

ご案内

【単元未満株式（100株未満の株式）の買取・買増制度について】

単元未満株式については、当社による株主様からの買取または株主様による当社からの買増により、100株単位に整理することができます。ご希望の株主様は、お取引されている証券会社にお申し出ください。

なお、証券会社の口座で単元未満株式を管理されていない場合は、みずほ信託銀行へお申し出ください。買取・買増のお手続にあたり、当社へお支払いいただく手数料は無料です。

(お問合せ先) 特別口座管理機関・株主名簿管理人 みずほ信託銀行 証券代行部
電話 0120-288-324 (フリーダイヤル) 受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)